

原議保存期間	30年（令和33年3月31日まで）
有効期間	一種（令和33年3月31日まで）

各地方機関の長
各都道府県警察の長
（参考送付先）
各附属機関の長
殿

警察庁丙保発第6号
令和2年5月20日
警察庁生活安全局長

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則及び遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則の制定について（通達）

本日、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則及び遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則（令和2年国家公安委員会規則第7号）が別添のとおり公布された。その趣旨及び概要は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

記

1 趣旨

平成30年2月、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則及び遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則の一部を改正する規則（平成29年国家公安委員会規則第9号。以下「改正規則」という。）が施行され、遊技球等の獲得性能に係る遊技機の基準の見直しが行われたが、今般、新型コロナウイルス感染症の影響により、改正後の基準に係る遊技機への入替が困難となっており、また、入替作業等に伴う感染拡大の防止を図る観点から、改正規則の附則を改正し、経過措置期間の延長を行うものである。

2 概要

改正規則による改正前の基準により認定を受けた遊技機又は検定を受けた型式に属する遊技機については、改正規則の附則において、認定等を受けた時期に応じ、各起算点から3年間の経過措置期間が定められていたところ、これを改正し、特定遊技機（平成29年5月20日までに認定を受けた遊技機又は検定を受けた型式に属する遊技機をいう。）を除き、経過措置期間を4年間とする。

3 施行期日

公布の日

別添 官報（令和2年5月20日（本紙第252号））の写し（抄）

○国家公安委員会規則第七号
 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第四条第四項、第二十条第一項及び第四十七条の規定に基づき、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則及び遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年五月二十日
 国家公安委員会委員長 武田 良太

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則及び遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則の一部を改正する規則
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分とこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分とに改め、改正前欄及び改正後欄にそれぞれ掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、二重傍線を付した見出しで改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定及び二重傍線を付した共通見出しで改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>4 (遊技機の規制に関する経過措置) この規則の施行前にされた許可又は承認の申請に係る遊技機（法第二十条第二項の認定（以下単に「認定」という。）を受けたもの又は同条第四項の検定（以下単に「検定」という。）を受けた型式に属するものに限る。）に関する同条第一項の基準については、当該認定を受けた日又は当該検定の遊技規則第九条第一項の規定による公示の日（以下単に「公示の日」という。）から起算して四年（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則及び遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則（令和二年国家公安委員会規則第七号）の施行の日の翌日の三年前の日（附則第十項において「特定日」という。）の前日まで）に認定を受けた遊技機又は検定を受けた型式に属する遊技機（以下「特定遊技機」という。）に係る場合にあつては、三年）を経過するまでの間は、なお従前の例による。</p>	<p>4 (遊技機の規制に関する経過措置) この規則の施行前にされた許可又は承認の申請に係る遊技機（法第二十条第二項の認定（以下単に「認定」という。）を受けたもの又は同条第四項の検定（以下単に「検定」という。）を受けた型式に属するものに限る。）に関する同条第一項の基準については、当該認定を受けた日又は当該検定の遊技規則第九条第一項の規定による公示の日（以下単に「公示の日」という。）から起算して三年を経過するまでの間は、なお従前の例による。</p>

7 (施行日以後にされた許可の申請等に関する経過措置)
 この規則の施行前に認定を受けた遊技機若しくは検定を受けた型式に属する遊技機又は附則第五項の規定によりなお従前の例によることとされた法第二十条第一項の基準に従つてされた認定を受けた遊技機若しくは前項の規定によりなお従前の例によることとされた同条第三項の技術上の規格に従つてされた検定を受けた型式に属する遊技機に係る法第五条第一項の許可申請書を施行日以後に公安委員会に提出した者に対する許可に関する法第四条第四項の基準については、次の各号に掲げる遊技機の区分に応じ当該各号に定める日から起算して四年（特定遊技機に係る場合にあつては、三年）を経過するまでの間は、なお従前の例による。

8 前項に規定する遊技機に係る施行規則第十九条第一項の変更承認申請書を施行日以後に公安委員会に提出した者に対する承認に関する法第四条第四項の基準については、前項各号に掲げる遊技機の区分に応じ当該各号に定める日から起算して四年（特定遊技機に係る場合にあつては、三年）を経過するまでの間は、なお従前の例による。

9 附則第七項及び前項の規定によりなお従前の例によることとされた法第四条第四項の基準に従つてされた許可又は承認に係る遊技機に関する法第二十条第一項の基準については、附則第七項各号に掲げる遊技機の区分に応じ当該各号に定める日から起算して四年（特定遊技機に係る場合にあつては、三年）を経過するまでの間は、なお従前の例による。

10 (認定及び検定の効力に関する経過措置)
 特定日から施行日の前日までの間にされた認定又は検定は、遊技機規則第四条又は第十条の規定にかかわらず、当該認定を受けた日又は当該検定の公示の日から起算して四年を経過するまでの間は、なおその効力を有する。

7 (施行日以後にされた許可の申請等に関する経過措置)
 この規則の施行前に認定を受けた遊技機若しくは検定を受けた型式に属する遊技機又は附則第五項の規定によりなお従前の例によることとされた法第二十条第一項の基準に従つてされた認定を受けた遊技機若しくは前項の規定によりなお従前の例によることとされた同条第三項の技術上の規格に従つてされた検定を受けた型式に属する遊技機に係る法第五条第一項の許可申請書を施行日以後に公安委員会に提出した者に対する許可に関する法第四条第四項の基準については、次の各号に掲げる遊技機の区分に応じ当該各号に定める日から起算して三年を経過するまでの間は、なお従前の例による。

8 前項に規定する遊技機に係る施行規則第十九条第一項の変更承認申請書を施行日以後に公安委員会に提出した者に対する承認に関する法第四条第四項の基準については、前項各号に掲げる遊技機の区分に応じ当該各号に定める日から起算して三年を経過するまでの間は、なお従前の例による。

9 附則第七項及び前項の規定によりなお従前の例によることとされた法第四条第四項の基準に従つてされた許可又は承認に係る遊技機に関する法第二十条第一項の基準については、附則第七項各号に掲げる遊技機の区分に応じ当該各号に定める日から起算して三年を経過するまでの間は、なお従前の例による。

「見出しを加える。」
 「項を加える。」

備考 表中の「」の記載は注記である。	<p>11 〔見出しを削る。〕 附則第五項の規定によりなお従前の例によることとされた法第二十条第一項の基準に従ってされた認定又は附則第六項の規定によりなお従前の例によることとされた同条第三項の技術上の規格に従ってされた検定は、附則第七項各号に掲げる遊技機の区分に応じ当該各号に定める日から起算して四年を経過するまでの間は、なおその効力を有する。</p>
	<p>10 〔認定及び検定の効力に関する経過措置〕 附則第五項の規定によりなお従前の例によることとされた法第二十条第一項の基準に従ってされた認定又は附則第六項の規定によりなお従前の例によることとされた同条第三項の技術上の規格に従ってされた検定は、附則第七項各号に掲げる遊技機の区分に応じ当該各号に定める日から起算して三年を経過するまでの間は、なおその効力を有する。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。